

令和4年度 感染症が発生した高齢者福祉施設等への支援等に関する協定 実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が公益社団法人福岡県介護老人保健施設協会（以下「協会」という。）との間で締結した「感染症が発生した高齢者福祉施設等への支援等に関する協定」（以下「本協定」という。）に基づく施設相互間の支援のうち、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に係る支援の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(支援の対象)

第2条 支援の対象となる施設は、協会の構成員である施設（以下「会員施設」という。）とする。ただし、県と協会が協議して、特に支援が必要と認めた場合は、この限りでない。

(情報の収集等)

第3条 県は、必要に応じ、本協定第3条第1項の規定に基づき、政令指定都市及び中核市と協力して、新型コロナウイルス感染症に係る県内に所在する施設の相互支援体制について調査を行い、協会に情報提供するものとする。

第2章 職員の派遣

(候補者名簿)

第4条 協会は、会員施設において新型コロナウイルス感染症が発生した場合に備えて、本協定第5条第1号の「感染症発生施設に対する介護職員その他必要な職員の派遣」が円滑に行われるよう、県と協議して定めた地域ごとに派遣職員候補者名簿（様式第1号）を作成するものとする。

- 2 会員施設の開設者は、派遣職員候補者登録申請書（様式第2号）により、協会に派遣職員の登録を申請することができる。
- 3 協会は、前項に規定する登録の申請があった場合は、その内容を確認し、派遣候補者を第1項の派遣職員候補者名簿に登録するものとする。

(職員の派遣の依頼)

第5条 新型コロナウイルス感染症が発生した会員施設（以下「感染症発生施設」という。）の開設者は、新型コロナウイルス感染症の発生により介護等を行う職員が不足すると見込まれるときは、業務継続計画に基づく業務の削減及び自らが開設する他の施設の職員の配置換え等の措置を講じるなど、職員の不足への対応に努めるものとする。

- 2 感染症発生施設の開設者は、前項に規定する措置を講じてもなお職員が不足し、施設の適正な運営が維持できないと認めるときは、職員派遣要請書（様式第3号）に必要書類を

添えて、県に支援の要請を行うことができる。この場合において、派遣職員に従事させることができる業務は、原則として、保健所が派遣職員の派遣を適当と認めた区域(グリーンゾーン)の業務に限る。

- 3 前項の感染症発生施設が政令指定都市又は中核市に所在する場合は、当該施設の開設者は、当該政令指定都市又は中核市に支援の要請を行うものとする。この場合において、支援の要請を受けた政令指定都市及び中核市は、要請の内容が適正であると認めたときは、職員派遣要請書の写しに、支援要請に係る市の意見書(様式第4号)を添えて、遅滞なく県に支援の依頼を行うものとする。

(協議の要請)

第6条 県は、前条第2項に規定する支援の要請を受け、支援が必要と認めたとき及び同条第3項後段に規定する支援の依頼を受けたときは、速やかに職員派遣協議要請書(様式第5号)により協会に支援調整を要請するものとする。

(候補者の選定)

第7条 協会は、前条に規定する県の要請を受けたときは、感染症発生施設の種別及び所在地等を考慮し、第4条第1項の派遣職員候補者名簿に登録された職員の中から、派遣する職員の候補者を選定するものとする。

(派遣の協議)

第8条 協会は、前条の規定により選定した候補者が所属する施設の開設者に対し、職員派遣協議書(様式第6号)により協議するものとする。

(協議成立の通知)

第9条 協会は、前条の規定により協議した施設の開設者が職員の派遣を承諾したときは、職員派遣協議成立通知書(様式第7号)により県に通知するものとする。

- 2 県は、前項に規定する通知を受けたときは、遅滞なく第5条第2項に規定する支援の要請を行った施設(以下「派遣先施設」という。)の開設者に対し、職員派遣決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。この場合において、派遣先施設又は職員の派遣を承諾した施設(以下「派遣元施設」という。)が政令指定都市又は中核市に所在する場合は、県は当該政令指定都市又は中核市に職員派遣決定通知書の写しを送付するものとする。

(派遣協定の締結)

第10条 派遣元施設の開設者及び派遣先施設の開設者は、派遣協定書(様式第9号)により派遣協定を締結するものとする。

(交通費、宿泊費及び傷害保険)

第11条 前条に規定する派遣協定に従い派遣された職員(以下「派遣職員」という。)が派遣先施設で業務に従事するに当たり、その住居から当該業務に従事する施設への移動に

要する交通費及び宿泊（派遣後の経過観察期間中の宿泊を含む。）を要する場合の宿泊費の負担については、派遣元施設と派遣先施設が協議して定める。

- 2 協会は、県との委託契約に基づき、派遣職員について、派遣中の傷病に備えるため、傷害保険（特定感染症危険補償特約を含む。）に加入させるものとする。
- 3 県は、必要に応じて、派遣職員が派遣後の経過観察中に利用することができる宿泊施設について、情報提供を行うものとする。

（派遣先施設の措置）

- 第12条 派遣先施設は、施設内のゾーニングを行うとともに、原則として、派遣職員に感染対策に必要な个人防护具を着用させた上で業務に従事させるものとする。
- 2 派遣先施設は、保健所と協力して、派遣業務終了後、経過観察期間に入るまでに、感染の可能性がある派遣職員に遅滞なくPCR検査等を受けさせ、検査結果に基づく適切な措置を取るものとする。
 - 3 派遣職員は、前項の検査結果を派遣元施設に遅滞なく報告するものとする。

（派遣元施設の措置）

- 第13条 派遣元施設は、派遣職員が前条第2項のPCR検査等で陰性と判定された場合は、当該派遣職員が派遣期間中に従事した職務の内容に応じて2週間以内の適切な経過観察期間を設け、当該期間の満了後に職務への復帰を命じるものとする。

第3章 入所者の一時的受入れ

（受入れ施設名簿）

- 第14条 協会は、会員施設において新型コロナウイルス感染症が発生した場合に備えて、本協定第5条第2号に規定する「感染症発生施設の入所者の一時的受入れのための施設の提供」が円滑に行われるよう、県と協議して定めた地域ごとに一時的受入れ施設名簿（様式第10号）を作成するものとする。
- 2 会員施設の開設者は、一時的受入れ施設登録申請書（様式第11号）に必要書類を添えて、協会に登録を申請することができる。
 - 3 協会は、前項に規定する登録の申請があった場合は、その内容を確認し、当該施設を第1項の一時的受入れ施設名簿に登録するものとする。

（入所者の一時的受入れの依頼）

- 第15条 感染症発生施設の開設者は、新型コロナウイルス感染症の発生により介護等を行う職員が不足すると見込まれるときは、業務継続計画に基づく業務の削減及び自らが開設する他の施設の職員の配置換え等の措置を講じるなど、職員の不足への対応に努めるものとする。
- 2 感染症発生施設の開設者は、前項に規定する措置を講じてもなお職員が不足し、施設の適正な運営が維持できないと認めるときは、入所者一時的受入れ要請書（様式第12号）に必要書類を添えて、県に支援の要請を行うことができる。この場合において、一時的受

入れの対象となる入所者は、感染者との濃厚接触が認められず、かつ、PCR検査等により陰性と判定された者とする。

- 3 感染症発生施設の開設者は、前項の支援の要請を行うに当たっては、一時的受入れの対象となる入所者又はその親族に個人情報の提供に係る同意を得るなど、個人情報の保護に必要な措置を取るものとする。
- 4 第2項の感染症発生施設が政令指定都市又は中核市に所在する場合は、当該開設者は、当該政令指定都市又は中核市に支援の要請を行うものとする。この場合において、支援の要請を受けた政令指定都市及び中核市は、要請の内容が適正だと認めたときは、開設者が提出した入所者一時的受入れ要請書に支援要請に係る市の意見書（様式第4号）を添えて、遅滞なく県に支援の依頼を行うものとする。

（協議の要請）

第16条 県は、前条第2項に規定する支援の要請を受け、支援が必要と認めたとき及び同条第4項後段に規定する支援の依頼を受けたときは、速やかに入所者一時的受入れ協議要請書（様式第13号）により協会に支援調整を要請するものとする。

（候補施設の選定）

第17条 協会は、前条に規定する県の要請を受けたときは、感染症発生施設の種別及び所在地等を考慮し、第14条第1項の一時的受入れ施設名簿に登録された施設の中から、一時的受入れを行う施設の候補者を選定するものとする。

（一時的受入れの協議）

第18条 協会は、前条の規定により選定した施設の開設者に対し、入所者一時的受入れ協議書（様式第14号）により協議するものとする。

（協議成立の通知）

第19条 協会は、前条の規定により協議した施設の開設者が入所者の一時的受入れを承諾したときは、入所者一時的受入れ協議成立通知書（様式第15号）により、県に通知するものとする。

- 2 県は、前項に規定する通知を受けたときは、遅滞なく第15条第2項に規定する支援の要請を行った施設（以下「受入れ要請施設」という。）の開設者に対し、入所者一時的受入れ決定通知書（様式第16号）により通知するものとする。この場合において、受入れ要請施設又は入所者の一時的受入れを承諾した施設（以下「受入れ承諾施設」という。）が政令指定都市又は中核市に所在する場合は、県は当該政令指定都市又は中核市に入所者一時的受入れ決定通知書の写しを送付するものとする。

（一時的受入れに要する経費）

第20条 受入れ承諾施設は、入所者の一時的受入れに係る経費のうち介護報酬で措置されないものの負担については、受入れ要請施設と受入れ承諾施設が協議して定める。

- 2 受入れ承諾施設は、入所者の一時的受入れに伴い、職員の感染対策に必要な個人防護具等が不足する場合は、県に個人防護具等の提供を要請することができる。

第4章 感染対策に必要な物品等の提供

(物品提供施設名簿)

第21条 協会は、会員施設で新型コロナウイルス感染症が発生した場合に備えて、本協定第5条第3号の「感染症発生施設の職員が着用する個人防護具その他感染防止対策に必要な物品等の提供」が円滑に行われるよう、県と協議して定めた地域ごとに物品提供施設名簿(様式第17号)を作成するものとする。

- 2 会員施設の開設者は、物品提供施設登録申請書(様式第18号)により、協会に登録を申請することができる。
- 3 協会は、前項に規定する登録の申請があった場合は、その内容を確認し、当該施設を第1項の物品提供施設名簿に登録するものとする。

(物品提供の依頼)

第22条 感染症発生施設の開設者は、新型コロナウイルス感染症の発生により感染対策に必要な物品(以下「物品」という。)が不足すると見込まれるときは、自らが開設する他の施設が保有する物品を提供するなど、物品の不足への対応に努めるものとする。

- 2 感染症発生施設の開設者は、前項に規定する措置を講じてもなお物品が不足し、適正な感染対策が実施できないと認めるときは、物品提供要請書(様式第19号)により県に支援の要請を行うことができる。
- 3 前項の感染症発生施設が政令指定都市又は中核市に所在する場合は、当該開設者は、当該政令指定都市又は中核市に支援の要請を行うものとする。この場合において、支援の要請を受けた政令指定都市及び中核市は、要請の内容が適正だと認め、かつ、政令指定都市及び中核市による対応が困難と判断したときは、開設者が提出した物品提供要請書に、支援要請に係る市の意見書(様式第4号)を添えて、遅滞なく県に支援の依頼を行うものとする。

(協議の要請)

第23条 県は、前条第2項に規定する支援の要請を受け、支援が必要と認めるとき及び同条第3項後段に規定する支援の依頼を受けたときは、速やかに物品提供協議要請書(様式第20号)により協会に支援調整を要請するものとする。

(物品提供施設の選定)

第24条 協会は、前条に規定する県の依頼を受けたときは、感染症発生施設の種別及び所在地等を考慮し、第21条第1項の物品提供施設名簿に登録された施設の中から、物品提供を行う施設を選定するものとする。

(物品提供の協議)

第25条 協会は、前条の規定により選定した施設の開設者に対し、物品提供協議書（様式第21号）により協議するものとする。

（協議成立の通知）

第26条 協会は、前条の規定により協議した施設の開設者が物品提供を承諾したときは、物品提供協議成立通知書（様式第22号）により県に通知するものとする。

2 県は、前項に規定する通知を受けたときは、遅滞なく第22条第2項に規定する物品提供の要請を行った施設（以下「物品提供要請施設」という。）の開設者に対し、物品提供決定通知書（様式第23号）により通知するものとする。この場合において、物品提供要請施設又は物品提供を承諾した施設が政令指定都市又は中核市に所在する場合は、県は当該政令指定都市又は中核市に物品提供決定通知書の写しを送付するものとする。

第5章 雑則

（保健所の協力）

第27条 感染症発生施設の所在地を管轄する保健所（県が設置した保健所に限る。以下同じ。）は、県への支援要請に遅延が生じないように、感染症発生施設の開設者と協力して、当該施設において感染の可能性がある全ての入所者及び職員に対するPCR検査等を速やかに行うものとする。

2 派遣先施設の所在地を管轄する保健所は、派遣職員が派遣元施設の業務復帰に遅延が生じないように、派遣先施設の開設者と協力して、感染の可能性がある派遣職員に対し、派遣業務終了後のPCR検査等を遅滞なく行うものとする。

（委任）

第28条 この要綱の施行に関し必要な事項は、その都度県と協会が協議して定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。